

# 国民健康保険からのお知らせ

## 出産される皆様へ

下記に該当される方は、届出により国民健康保険料が減額されます。

### 【対象となる方・受付期間】

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険の被保険者。  
※妊娠85日以上の出産が対象（死産・流産・早産及び人工妊娠中絶も含む）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

### 【減額対象となる期間・保険料】

- 出産予定月（または出産月）の前月から4か月間。  
※届出が出産後の場合は「出産月」が基準となります  
※多胎の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間となります

<参考>

・単胎の方 

		前月	出産(予定)月	翌月	翌々月
--	--	----	---------	----	-----

・多胎の方 

3か月前	2か月前	前月	出産(予定)月	翌月	翌々月
------	------	----	---------	----	-----

- 出産被保険者等にかかる所得割保険料と均等割保険料が減額されます。
- 令和5年度においては令和6年1月以降の期間分だけが減額対象です。  
※令和5年11月に出産した場合は、令和6年1月相当分の保険料が減額されます  
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

<参考>

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月
			出産月		

### 【届出時に必要なもの】

- ①出産被保険者等の被保険者記号番号が確認できる書類
- ②マイナンバーが確認できる書類（世帯主分と出産被保険者等分）
- ③母子健康手帳など  
※出産予定日（または出産日）や多胎妊娠の事実を確認いたします

### 【届出ができる場所】

四日市市役所 3階 保険年金課  
各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）  
市民窓口サービスセンター

お問い合わせ先 四日市市役所 保険年金課  
保険料収納室 電話059-354-8160